

平成 28 年第 2 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 28 年 6 月 13 日（月曜日）

平成 28 年第 2 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 28 年 6 月 13 日 (月曜日) 午前 9 時 59 分開会

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 所管事項に関する委員会報告
 調査第 1 号 学校教育と地域との関わりについて
 調査第 5 号 介護施設の実態について
 調査第 6 号 危険家屋対策について
日程第 4 監査委員報告 (例月出納検査結果報告平成 27 年度 1 月分～4 月分 平成 27 年度 3 月分修正
 平成 28 年度 4 月分)
日程第 5 議案第 14 号 富良野市議会委員会条例の一部改正について
日程第 6 議案第 13 号 富良野市教育委員会委員の任命について
日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 10 報告第 2 号 専決処分報告(平成 27 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算
 (第 2 号))
日程第 11 報告第 3 号 専決処分報告(平成 27 年度富良野市一般会計補正予算(第 10 号)、平成 27
 年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第 5 号))
日程第 12 報告第 4 号 専決処分報告(富良野市税条例等一部改正について)
日程第 13 報告第 5 号 専決処分報告(自動車事故の損害賠償及び和解について)
日程第 14 報告第 6 号 専決処分報告(平成 28 年度富良野市一般会計補正予算(第 1 号))
日程第 15 議案第 1 号～第 12 号(提案説明)

出席議員 (17 名)

議 長	18 番	北	猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗	民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上	孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野	孝 則 君			
	7 番	岡 本	俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤	秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野	常 勝 君		13 番	渋 谷 正 文 君
	14 番	後 藤	英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬	寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

欠席議員(1名)

6番 今 利 一 君

説明員

市長 能 登 芳 昭 君
総務部長 若 杉 勝 博 君
保健福祉部長 鎌 田 忠 男 君
建設水道部長 吉 田 育 夫 君
総務課長 高 田 賢 司 君
企画振興課長 西 野 成 紀 君
教育委員会教育長 近 内 栄 一 君
農業委員会会長 東 谷 正 君
監査委員 宇 佐 見 正 光 君
公平委員会委員長 島 強 君

副市長 石 井 隆 君
市民生活部長 長 沢 和 之 君
経済部長 原 正 明 君
看護専門学校長 澤 田 貴 美 子 君
財政課長 柿 本 敦 史 君
教育委員会委員長 吉 田 幸 男 君
教育委員会教育部長 遠 藤 和 章 君
農業委員会事務局長 大 玉 英 史 君
監査委員事務局長 高 田 敦 子 君
公平委員会事務局長 高 田 敦 子 君
選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

事務局出席職員

事務局 長 川 崎 隆 一 君
書 記 澤 田 圭 一 君

書 記 今 井 顕 一 君
書 記 倉 本 隆 司 君

午前9時59分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成28年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

表彰状の伝達及び祝辞

議長(北猛俊君) 開議に先立ち、先般、全国市議会議長会より表彰されました方々に表彰状の伝達を行います。

受賞者を事務局長より御紹介申し上げます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) 去る5月31日、東京都において開催されました全国市議会議長会第92回定期総会におきまして、会長より、市議会議員として10年、市政の振興に努められました御功績に対し、天日公子議員、広瀬寛人議員が表彰されました。

ここで、議長より表彰状の伝達を行います。

最初に、天日公子議員、御登壇ください。

(8番 天日公子議員、登壇)

議長(北猛俊君) -登壇-

表彰状。

富良野市、天日公子殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成28年5月31日。

全国市議会議長会会長岡下勝彦。

代読です。

おめでとうございます。

(拍手)

事務局長(川崎隆一君) 次に、広瀬寛人議員、御登壇ください。

(16番 広瀬寛人議員、登壇)

議長(北猛俊君) 表彰状。

富良野市、広瀬寛人殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成28年5月31日。

全国市議会議長会会長岡下勝彦。

代読です。

おめでとうございます。

(拍手)

議長(北猛俊君) それでは、この機会に、市長より御祝辞をいただきます。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) -登壇-

おはようございます。

議長のお許しをいただき、一言、お祝いの言葉を申し上げたいと存じます。

このたび、全国市議会議長会会長から天日議員及び広瀬議員が市議会議員として10年の表彰を受けられましたことに、心よりお祝いを申し上げますとともに、長きにわたって市議会議員として地方自治の確立、市民福祉の向上と市政発展に大きく貢献されましたことに対し、衷心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

表彰されましたお2人には、豊かな議会経験と広範な見識を持って市民ニーズを把握され、市民生活の向上、行政課題の解決に向けて、それぞれの立場でさらなる尽力を賜り、本市の目指す住み続けたいまちの実現に向けて、より一層の御活躍を心から御期待申し上げる次第であります。

結びに当たりまして、このたび表彰されたお二人の御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきますと思います。

まことにおめでとうございました。

議長(北猛俊君) ありがとうございます。

以上で、表彰状の伝達及び祝辞を終わります。

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

宇 治 則 幸 君

渋谷 正文 君

岡 本 俊 君

関 野 常 勝 君

日 里 雅 至 君

水 間 健 太 君

大 栗 民 江 君

佐 藤 秀 靖 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

宇 治 則 幸 君

渋谷 正文 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長（北猛俊君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長（川崎隆一君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第12号及び報告第1号から報告第6号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第13号及び諮問第1号、諮問第2号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長（北猛俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長広瀬寛人君。

議会運営委員長（広瀬寛人君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、6月6日に告示されました平成28年第2回定例会が本日開催されるに当たり、6月8日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、31件でございます。

うち、議会側提出事件は10件で、内訳は、条例1件、事務調査報告3件、例月出納検査結果報告6件でございます。

市長よりの提出事件は21件で、その内訳は、補正予算2件、条例9件、人事3件、報告6件、その他1件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告が

ございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、次に、所管事項に関する委員会報告、監査委員報告を受けます。

次に、議案第14号及び議案第13号並びに諮問第1号及び諮問第2号の審議を願い、その後、報告第1号から報告第6号の報告を受けます。

次に、議案第1号から議案第12号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月14日から17日は議案調査のため、6月18日、19日は休日のため、休会といたします。

本会議、第2日目の6月20日、第3日目の21日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月22日、23日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議第4日目の6月24日は、議案第1号から議案第12号の審議を願います。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、6月20日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成28年第2回定例会の会期は、本日6月13日から6月24日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は6月13日から6月24日までの12日間とし、うち、14日から17日及び22日、23日は議案調査のため、18日、19日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

行 政 報 告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議長のお許しをいただきましたので、行政報告します。

1、ふらの農業協同組合との高齢者等の地域見守り活動に関する協定の締結についてであります。

平成28年3月30日、富良野市とふらの農業協同組合との間で、高齢者等の地域見守り活動に関する協定を締結いたしました。

高齢者世帯が増加する中、ふらの農業協同組合が実施する移動販売車による商品販売業務等において、平日午前9時から午後5時までの時間帯に高齢者等の異変等を発見した場合に市に連絡するもので、地域住民による見守りとあわせ、複合的、重層的な見守りの仕組みが構築され、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与するものであります。

2、養護老人ホーム富良野市寿光園における入所者転落死亡事故の損害賠償請求訴訟についてであります。

養護老人ホーム富良野市寿光園における入所者転落死亡事故の損害賠償請求事件について、旭川地方裁判所から本市に、平成28年5月20日付で、第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書催告状の通知がありました。

本件は、平成27年7月23日午前0時30分、職員が夜間巡回中に入所者が居室2階窓より地面に転落しているのが発見され、病院に救急搬送されましたが、外傷性クモ膜下出血により死亡された事故に対し、入所者の遺族が原告となり、市と指定管理者を被告として損害賠償が求められたものであります。

第1回口頭弁論は平成28年6月24日午前11時、答弁書の提出期限は6月17日までとされていることから、6月1日に弁護士と訴訟委任契約を締結して、訴訟審理の対応を進めているところであります。

3、職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成28年5月25日をもって懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

被処分者、保健福祉部、職員、40歳代。

処分年月日、平成28年5月25日。

非違行為、服務、業務処理関係、公金・公物取扱関係。

処分の内容、減給4カ月。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3 所管事項に関する委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第3、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

順次、委員長の報告を求めます。

最初に、調査第1号について。

総務文教委員長萩原弘之君。

総務文教委員長（萩原弘之君） -登壇-

総務文教委員会より、平成28年第1回定例会で許可を得ました調査第1号、学校教育と地域との関わりについての調査経過を報告いたします。

本市では、富良野市第2次学校教育中期計画に基づき、「自立と共生の未来を拓く、心豊かでたくましい人を育む」ことを基本理念に掲げております。その中で、子供たちの生きる力を地域全体で育むために、富良野市ZERO運動を推進しているところであります。

学校は、将来、子供たちが社会で自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちにとっては生活の一部でもあります。また、地域にとって、学校は、地域の将来を担う人材を育てる拠点として、地域社会で重要な役割を持っております。

本委員会では、学校教育と地域とのかかわりが今後さらに重要になってくることから、担当部局に資料の提出と説明を求め、学校の実態を把握し、今後の方向性をさまざまな観点から検証するため、調査を進めてまいりました。

子供の生きる力は、さまざまな人とのかかわり、さまざまな経験を積み重ねることによって育まれるものであり、学校だけで培うことはできません。また、社会の変化に伴い、教育へのニーズが多様化、複雑化し、学校や行政の力だけで対応することが難しくなっております。

そこで、本市の教育理念を実現する役割を学校が十分に果たすためには、地域の人々の支えが肝要になってきております。今後は、市教育委員会が取り組むふるさと教育やキャリア教育並びに今年度から推進を図るコミュニティ・スクール事業のそれぞれにおける、学校と地域のかかわりや連携のあり方について先進地の事例調査を実施し、地域全体で学校を支援する取り組みや地域ともにある学校像についてさらに調査を深めたいところから、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの中間報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

調査第1号に関する委員会報告は、中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第5号について。

市民福祉副委員長岡野孝則君。

市民福祉副委員長（岡野孝則君） -登壇-

市民福祉委員会より、事務調査第5号、介護施設の実態についての調査経過と結果について報告をいたします。要点のみ報告をいたします。

詳細は、御一読願います。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、介護保険制度における施設サービスの状況と課題の把握に努め、さきの第1回定例会で中間報告を行うとともに、市内介護施設での現地調査を進めてきたところであります。

本市の介護認定者数は、平成21年度で1,051名であったものが、平成26年度で1,318名と約25%増加しており、今後、高齢者人口の増加に比例してふえてくることが予想されます。本委員会では、市内の介護施設サービス、寿光園での介護サービス提供状況、介護施設入所にかかわる待機者の状況、介護施設入所者に占める市外住民の割合、介護施設の入所基準、地域包括支援センターの活動状況、介護施設の職員状況、介護老人保健施設における中期的入所などについて調査を行い、これらの説明を受け、委員会として、市内介護施設の現状を把握するため、次の施設の現地調査を実施したところであります。

調査に当たっては、さきの委員会で説明を受けた事項に加え、施設職員の労働環境と健康管理、インターンシップの実施状況、介護事故防止の取り組み状況について聞き取りを行い、各施設の実態把握に努めました。

調査した施設は、特別養護老人ホーム北の峯ハイツ、デイサービスセンターいちい、介護老人保健施設ふらの、この3カ所であります。

各施設に共通した課題として、平成27年の介護報酬改定マイナス2.27%により経営状況が厳しくなっており、その影響額は、北の峯ハイツで年間約2,000万円、老健ふらので約1,200万円となっております。また、デイサービスいちいにおいては、介護報酬から処遇改善加算などを差し引くとマイナス4.3%以上の削減となり、経営を圧迫している現状であります。また、各施設とも職員の確保に大変苦労している現状がうかがえ、介護職員はもとより、専門の職員（看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士など）の確保は困難な状況にあることが確認できました。

本委員会として、介護施設の実態について、これらの調査の経過を踏まえ、意見交換を行ったところ、次の意見の一致を見たところであります。

1点目は、介護施設における人材確保であります。

介護施設の運営において、職員の安定的な確保は大き

な課題であり、サービスの充実と安定を図る上で人材確保は最も優先する課題となっております。市内の介護施設においては、介護職を初めとし、特に専門職の確保に苦慮している現状です。看護師、理学療法士など急性期の病院を希望する傾向が強く、慢性期の福祉施設は、待遇を含め、人材が集まりにくい状況であります。また、介護福祉士においては、養成する専門学校が定員割れしていることや、都市部への就職を希望する学生が多くなっております。施設側においても、インターンシップの受け入れや求人募集を積極的に行っておりますが、全体的に職員が不足しており、介護職のイメージアップと待遇改善が求められるところであります。

また、本市では、看護職員の養成にかかわる修学資金貸し付けを行っているところでありますが、介護全体にかかわる人材育成の観点から、専門職の資格取得に向けた修学資金貸付制度の検討が必要と考えるところであります。

加えて、外部からの人材確保の方策として、現在の移住・定住対策を拡充し、住まい、仕事、保育などの総合的支援を行うことにより、人口減少対策と雇用確保に効果を上げることが期待できます。

2点目は、地域包括支援センターの機能充実であります。

国は、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの実現を目指しております。住まい、医療、介護予防・生活支援などの地域資源を有効に活用し、各機関が連携した体制をつくる必要とされ、その調整役として期待されているのが地域包括支援センターであります。今後、加速していく少子高齢化と要介護認定者の増加、単独及び高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、家族機能の低下、地域扶助の弱体化などさまざまな課題がある中、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすためにも、センター機能の充実に努め、地域包括ケアの中心的役割を果たすことに期待するところであります。

また、平成26年に、市内の高齢者、在宅の要介護・要支援認定者を対象に行われた日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括支援センターの認知度が全体の4割程度であったことから、介護を必要とする方々の相談窓口としてさらなる周知が必要と感じたところであります。

以上、本委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第6号について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第6号、危険家屋対策についての調査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、空き家等が老朽化し、周辺に悪影響を及ぼす危険家屋が年々増加している背景やその対応についての説明を受け、あわせて、市内に現存する危険家屋の視察を行い、家屋の所有者の管理状況や周辺への影響など調査を行ってきたところであります。

総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査によれば、平成25年時点での全国の空き家総数は820万戸あり、空き家率は13.5%と過去最高を記録し、富良野市では1万830戸ある住宅のうち1,290戸の空き家があり、そのうち腐朽、破損ありの空き家が360戸あるとされております。

近年、高齢社会の進展や核家族化に伴って適正に維持管理されていない空き家が発生しており、防災性、防犯性の低下によって地域の治安悪化を招くほか、建物の腐朽によって周辺へ危害を及ぼすおそれや、さらには、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、景観の悪化など周辺住民への迷惑につながり、近隣トラブルを招くことが想定されます。

空き家に関する問題は多岐にわたること、法律上の守秘義務から空き家の所有者が特定できないなどの制約により、これまでの市町村の空き家対策には限界があったため、法的な枠組みを整備する必要から、国において、平成27年5月に空家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

本委員会では、この空家特措法の施行により、各自治体が空き家対策を円滑に行うことができるよう制度改正された点について理解を深め、本市はどのように取り組むべきか、また、どの程度効果があるのか検証するとともに、空き家の放置、老朽化により発生した危険家屋への対応のあり方や、今後の発生防止策について議論を行ってきました。

最初に、空家特措法の施行によって空き家等対策の実施主体は市町村となったことから、富良野市が空き家等の対策を実施するに当たり、今回、主に制度改正されました三つの変更点について委員会として見解をまとめております。

一つ目は、市町村の権限が強化され、市の空き家等への立入調査が法的に可能となり、放置することが不適切と判断した場合は特定空き家として指定できることとなりました。市は、特定空き家に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導、勧告、命令を行い、従わない場合、過料の徴収や行政代執行による強制撤去ができることとされています。

委員会では、市が空き家対策を効果的かつ効率的に推

進するに当たっては、まず、対策の基盤となる空き家等対策計画を定める必要があり、空き家に関する諸問題と市の空き家に対する考え方を広く市民に知らせることで、市民に空き家を発生させない意識を持ってもらうことから始めるべきと考えます。また、安易な空き家等への立ち入りや家屋の撤去は人格権や財産権の侵害にもなりかねないため、専門家や有識者の意見を取り入れるために協議会を組織し、特定空き家に該当するかの判断を協議会で決定し、法的な判断基準のもとで対策を推進すべきであります。さらに、行政が危険家屋の強制的な撤去を行う行政代執行においては、建物所有者の資力が乏しい場合は撤去費用の回収が困難なことから、その実施に当たっては税金を投入して撤去することに地域住民が納得できる明確な基準が求められます。

二つ目は、空き家所有者の把握のため、固定資産税情報の利用が可能になったことであります。

このことにより、市が放置されたままの空き家があると判断した場合、その所有者へ富良野の住まい情報バンクへの掲載案内などを送付して売却や賃貸など空き家の積極的な利活用を促していくべきであります。特に遠隔地に所有者がいる場合は、土地・建物の現況を知らせて、空き家の適正管理を支援し、長期間放置されないようにすることが必要と考えます。

三つ目は、空き家が建っている土地の税制優遇措置が除外されたことであります。

本市において、市街地や郊外の農村地域などで土地に係る課税金額に幅があり、また、都市部と比べて課税金額が総じて小さいため、本市にとって一概に効果があると言えないと委員会で認識したところであります。税制面から本市に見合う施策を検討した場合、空き家の所有者がその改修や撤去を行った際、改修後の家屋や撤去後の土地に付加される税金が減免されるなど、特定空き家の発生を抑える方向に重点を置くべきではないかと考えます。

次に、本市における危険家屋の現状と課題についてですが、本市においても、適正な維持管理がなされていない空き家が散見され、中には、腐朽がひどく、周辺の地域住民へ生命や財産保護等の不安を与えている事例が起きています。委員会では、市内の危険家屋の現地調査を行った中で、市街地においては、現在は危険家屋が建っている状況であるが、撤去して更地にすれば土地としてはまだ活用できる見込みのある物件もあり、そのような危険家屋については、土地の売却収益で家屋の撤去費用を回収するような対応が必要ではないかとの意見が出されました。一方で、農村地域においては、市街地と比べ、周辺景観への配慮が必要であることや、改修して住居として使用可能であれば移住者向けの需要を考え、家屋と土地を合わせて売却する方向で考えるべきなど、地域の

需要に即した施策によって適正な建物の維持管理が図られるよう、各委員から意見が出されたところであります。

また、市内では、高齢化による独居老人の増加を背景に空き家の件数の増加が懸念され、市は危険家屋の発生を未然に防ぐ対応を迫られます。行政が空き家に関するワンストップ相談窓口を設け、空き家を利活用するため、富良野の住まい情報バンクへの登録や住宅リフォーム事業の紹介、福祉施設と連携した高齢者の住みかえ相談など総合的な対応が望まれます。さらに、地域住民が近隣の空き家に対する意識を高め、空き家の腐朽が進んでいないか把握するなど、地域で空き家が適正に維持管理されていくよう町内会と連携した支援も必要と考えます。

最後に、本市における今後の危険家屋対策の方向性についてですが、市が危険家屋を放置して何か事故があった場合は、国が決められているのに市が対策を講じないといった行政の不作为と捉えられかねないことから、市は、危険家屋への対応を含めた空き家対策に率先して取り組む必要があると考えます。今後、富良野市が空き家に関する条例を制定する場合は、現在進められている国の空き家政策の動向を参考にしながら、まずは、空き家対策を法的側面から位置づけることが重要であります。そして、危険家屋対策を進めるに当たっては、危険家屋を所有する当事者が管理責任を放棄して行政へその対応を依存することがないように十分留意するとともに、具体的な特定空き家の指定及びそれに対する命令、行政代執行等の措置をとる場合には、地域の実情を反映した富良野市独自の判断基準を設けるなど、市民からの透明性及び適合性を確保した対策の推進を望むものであります。

以上、本委員会での議論の内容について述べてきました。危険家屋にかかわる問題は、空き家等の適正な管理が行われないことに端を発しますが、広くは人口動態やライフスタイルの変化など、さまざまな社会的要因によって生じた問題でもあり、行政は住宅政策全般の幅広い視点を持ちながら今後の対策に当たられることを期待します。

なお、報告書全文につきましては、議会ホームページに記載されますので、御一読いただきたいと思います。

以上で、経済建設委員会からの報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

日程第4 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第4、監査委員報告を議題と

いたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成27年度1月分から4月分の4件、平成28年度4月分の1件、平成27年度3月分の修正1件であります。

本報告6件に関し、御発言ございませんか。

16番広瀬寛人君。

16番（広瀬寛人君） 例月出納検査結果報告の平成27年度会計1月から4月分のつづりの15ページ、16ページの2件についてです。

こちらの総括表の一般会計の数字でございますが、収入合計Aから支出合計Bを引いて、一番右端の本月の月末残高はA引くBで表記される、このような一覧表になっております。この15ページ、16ページの一般会計の数字ですが、この表のとおりA欄からB欄を真つすぐ引いてしまいますと、こちらに記載されている数字ではなくて、現金がマイナスになるような数字が本来ここに表記されます。これは、この表の一番下にありますように、いわゆる財政調整基金から一般会計の繰り入れ等々の数字が入って初めてこのプラスの数字となり、数字が合致されるかというふうに思います。

一つは、表記のルールであります。本来このAからBという備考欄のままを踏襲するのであれば、収入合計Aの前の部分に繰り入れの数字を入れて、AからBを引いて、間違いなく備考欄の数字がプラスになるという表記の仕方をするのか、もしくは、A引くBの残高欄のところの中項目をつけて、中の1とか中の2のような項目をつけて2段書き等にして、実際はマイナスがあつて、その次に繰り入れをしてプラスとするというような形で、この表を見たときに誰もがわかる形にすべきというふうに私自身は感じておりますが、そのあたりについてのお考えみたいなものをお聞かせいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

監査委員宇佐見正光君。

監査委員（宇佐見正光君） 広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

例月出納検査結果報告書の平成27年度会計1月から4月分の15ページ、16ページ、各会計の歳入歳出総括表の表記の仕方でございます。

いま御質問いただきました一般会計の分につきましては、広瀬議員がお話しのとおり、収入の合計から支出を引く、AからBを引いて今月末残高という形になっておりますけれども、注釈の部分のとおり、財政調整基金から一般会計への7億円の繰りかえ運用と土地開発基金から一般会計への2億5,000万円の繰りかえ運用を足して収入合計から支出を引きますと3億1,607万1,491円になるという形でございます。

いま御質問等をいただきました表記の件につきましては、これまではこういう形にしておりましたけれども、

今後少し整理をさせていただいて総括表を提出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第5

議案第14号 富良野市議会委員会条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第5、議案第14号、富良野市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 広瀬寛人君。

議会運営委員長（広瀬寛人君） -登壇-

議案第14号、富良野市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、本年4月の市の組織・機構再編により、市民生活部が創設されたことに伴い、これまで総務文教委員会の所管事項であった支所について市民生活部へ再編されたこと、また、会計課の名称変更を行うことから、所管事項を変更する改正を行うものでございます。

第2条第1号で規定されている総務文教委員会の所管事項の中の支所及び会計課を、会計室に改めるものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第13号 富良野市教育委員会委員の任命について

議長（北猛俊君） 日程第6、議案第13号、富良野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長 能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第13号、富良野市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の津山正樹氏は、平成28年6月17日をもって任期満了となりますので、引き続き、津山正樹氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

なお、津山正樹氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件任命について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、任命に同意することにいたしました。

日程第7

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（北猛俊君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長 能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、本市の人権擁護委員並河秀幸氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、並河秀幸氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、並河秀幸氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第8

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（北猛俊君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、本市の人権擁護委員高井敏子氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、後任に山本英恵氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、山本英恵氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議長（北猛俊君） 日程第9、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年度富良野市一般会計補正予算第8号において設定をいたしました繰越明許費について調製を行ったもので、地方自治法施行令第149条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

平成27年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算につきまして、2款総務費1項総務管理費の総合行政ネットワーク（L G W A N）運営管理事業は、国の情報セキュリティの強化対策等が平成28年度に及ぶため、また、4款衛生費1項保健衛生費、6款農林業費1項農業費の地方創生加速化事業及び6款農林業費1項農業費の道営農業生産基盤整備事業は、国の補正予算によるため、8款土木費5項住宅費の公営住宅建設事業は、国の補正予算及び道費の財源調整により事業の完了が平成28年度となるため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御報告を申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく御報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第10

報告第2号 専決処分報告（平成27年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号））

議長（北猛俊君） 日程第10、報告第2号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第2号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成28年3月22日付で専決処分を行いました平成27年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

るものでございます。

本件につきましては、去る3月21日に発生した市場冷凍庫の故障を修繕したものでございます。

以下、その内容等について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成27年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ99万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,094万1,000円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項施設管理費で、冷凍庫の配管等の修繕に要する施設修繕料99万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金99万9,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第11

報告第3号 専決処分報告（平成27年度富良野市一般会計補正予算（第10号）、平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第5号））

議長（北猛俊君） 日程第11、報告第3号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 報告第3号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分を行いました平成27年度富良野市一般会計補正予算及び平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成27年度富良野市一般会計補正予算第

10号は、歳入歳出それぞれ4,933万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億4,122万2,000円にするものと、地方債の補正で、変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

28ページ、29ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、一般寄附金のうちのふるさと納税分を積み立てる地域振興基金積立金、庁舎等施設整備基金積立金、地域づくり推進基金積立金及び地域づくり推進基金利子積立金の追加、庁舎維持管理経費の燃料及び光熱水費、地域おこし協力隊員報酬、市有林造成委託料等の減額、3項戸籍住民登録費で、事業確定に伴う社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金の減額、差し引きいたしまして1億7,918万8,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、社会福祉基金利子積立金の追加、事業確定に伴う老人施設入所委託措置費、介護保険特別会計繰越金、養護老人ホーム寿光園の（債）指定管理料、障害福祉サービス費、更生医療費、補装具費支給費、日常生活用具給付費等の減額、2項児童福祉費で、事業確定に伴う児童手当、認可保育所運営費の臨時保育士賃金、燃料及び光熱水費、賄材料費、地域型保育給付金等の減額、3項生活保護費で、支給実績に伴う生活保護費の減額、差し引きいたしまして6,089万7,000円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、地域医療対策基金利子積立金の追加、看護学校嘱託講師報酬及び報償金の減額、2項清掃費で、資源回収センター運営管理費負担金、動物死体処理施設運営管理費負担金の減額、差し引きいたしまして415万5,000円の減額でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、勤労青少年ホーム管理経費の燃料及び光熱水費88万5,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業推進事業基金積立金、農業推進事業基金利子積立金の追加、事業確定に伴う経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、（債）農業経営基盤強化資金利子助成金の減額、2項林業費で、森林自然愛護基金利子積立金の追加、森林自然愛護基金積立金の減額、差し引きいたしまして265万2,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、企業振興促進基金利子積立金の追加、事業確定に伴うふるさとの観光協会補助金、中心街活性化センターの（債）指定管理料の減額、差し引きいたしまして418万5,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、事業確定に伴う道路管理費の燃料及び光熱水費、用地買収費、除雪対策事業費の文具・消耗器材及び印刷代、除排雪業務委託料1,319万5,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、育英基金利子積立金の追加、2項小学校費で、燃料及び光熱水費の減額、3項中学校費で、燃料及び光熱水費の減額、4項幼稚園費の財源振替、5項社会教育費で、文化振興基金利子積立金の追加、文化会館維持管理費の燃料及び光熱水費等の減額、6項保健体育費の財源振替、差し引きいたしまして945万5,000円の減額でございます。

10款公債費は、1項公債費で、支払い額の確定に伴う地方債償還利子及び一時借入金利子3,443万3,000円の減額でございます。

11款給与と費は、1項給与と費で、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、収入の見込みを考慮し、1項市民税で、2目法人の現年課税分法人税割2,268万円の追加でございます。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税1,549万8,000円の追加でございます。

3款利子割交付金は、67万5,000円の減額でございます。

4款配当割交付金は、124万5,000円の減額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は、307万5,000円の追加でございます。

6款地方消費税交付金は、1,670万5,000円の追加でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金は、11万2,000円の追加でございます。

8款自動車取得税交付金は、513万5,000円の追加でございます。

11款地方交付税は、特別交付税の交付額の決定により、1,910万4,000円の追加でございます。

12款交通安全対策特別交付金は、38万9,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、児童デイサービス自立支援給付費負担金473万3,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、生活保護費負担金の追加、子ども子育て支援給付負担金、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、幼稚園就園奨励費補助金の追加、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、地域生活支援事業費補助金の減額、差し引きいたしまして2,406万9,000円の減額でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、生活保護費負担金の追加、子ども子育て支援給付負担金、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金の減額、2項道補助金で、地域生活支援事業費補助金、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助

金の減額、差し引きいたしまして1,219万円の減額でございます。

17款財産収入は、1項財産運用収入で、地域づくり推進基金ほか7基金の利子、2項財産売払収入で、不用品売払収入62万4,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、農業費寄附金の追加、林業費寄附金の減額、差し引きいたしまして27万4,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金、農業推進事業基金繰入金等、248万円の減額でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、生活保護費返還金収入(現年度分)の追加、生活保護費返還金収入(滞納繰越分)の減額、差し引きいたしまして156万1,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、アスリート育成派遣補助事業債10万円の追加でございます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

第2表地方債補正につきましては、過疎対策事業債(ソフト事業分)の事業費調整に伴うアスリート育成派遣補助事業費の起債限度額の変更でございます。

次に、議案第2号、平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

富良野市介護保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ656万円を減額し、歳入歳出の総額を19億6,630万4,000円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、職員管理費、3項介護認定審査会費で、介護認定審査会費、合わせまして410万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費126万円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、2項包括的支援事業・任意事業費で、高齢者配食サービス事業費、高齢者介護用品助成事業費、合わせまして120万円の減額でございます。

5款公債費は、1項公債費で、財源振替でございます。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、財源振替でございます。

7款予備費は、1項予備費で、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款介護保険料は、1項介護保険料で、現年度分普通徴収保険料115万円の減額でございます。

3款国庫支出金は、2項国庫補助金で、保険給付の実績による調整交付金の現年度分の追加、地域支援事業の実績による現年度分包括的支援事業・任意事業分交付金

の減額、差し引きいたしまして559万6,000円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金で、保険給付の実績による1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金、3目その他一般会計繰入金、合わせて1,100万6,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件2件について、順次、行います。

最初に、平成27年度富良野市一般会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に、平成27年度富良野市介護保険特別会計補正予算を行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件2件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

日程第12

報告第4号 専決処分報告（富良野市税条例等の一部改正について）

議長（北猛俊君） 日程第12、報告第4号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第4号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、去る3月31日付、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により富良野市税条例等の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

議案第1号、富良野市税条例等の一部改正について、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条文を改正するものでございます。

以下、その概要について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の一部改正で、第55条及び第58条の改正は、平成28年4月1日をもって独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に改組されたことに伴う規定の整備でございます。

第141条の改正は、都市計画税に係る課税標準等の特例を規定した地方税法の規定の改正に伴うものでございます。

附則第10条の2の改正は、第4項について、国が定める範囲内において、市町村が固定資産税等の課税標準の特例割合を決めることができるわがまち特例について、関係する法規定の改正に伴うもの、第6項から第10項は、法改正によるわがまち特例の適用対象の追加に伴う規定の整備でございます。

附則第10条の3の改正は、住宅の熱損失防止（省エネ）改修工事を行った場合における固定資産税の負担軽減措置を受けるための申請事項の変更に伴う規定の整備でございます。

附則第21条の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項の変更によるものでございます。

第2条は、平成27年3月31日付で専決処分を行いました富良野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、附則第5条第3項、第7項、第10項、第12項及び第14項の改正は、いずれも条文における引用の明確化等を図るための規定の整備でございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日からとするものでございます。

なお、固定資産税及び都市計画税に関する経過措置を附則第2条及び第3条の各項規定のとおり定めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第13

報告第5号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）

議長（北猛俊君） 日程第13、報告第5号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長若杉勝博君。

総務部長（若杉勝博君） -登壇-

報告第5号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る5月26日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

本件は、平成28年5月12日、議会事務局職員の運転する車両が、市広報誌配達のため、朝日町2番1号ふらっと駐車場内に進入し、駐車スペースに車両を停車させる際に操作を誤り、公用車の右前部バンパーと停車中の相手側車両の右前部バンパーが接触し、損傷を与える事故が発生したものでございます。

車両の損害金は、相手方前方バンパーの修理代として4万9,053円でございます。

この事故は、駐車場内での前方確認不足によるもので、富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を4万9,053円として5月26日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故におきましては、双方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後も職員の自動車運転に際しましては安全運転に十分留意するよう指導を徹底してまいります。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、報告第5号は、地方自治法第180条第2項に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第14

報告第6号 専決処分報告（平成28年度富良野市一般会計補正予算（第1号））

議長（北猛俊君） 日程第14、報告第6号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

報告第6号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年5月31日付で、平成28年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を126億2,657万円とするものでございます。

その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、養護老人ホーム寿光園の転落死亡事故訴訟に係る訴訟委任委託料57万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金57万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第15

議案第1号から議案第12号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第15、議案第1号から議案第12号まで、以上12件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億724万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億3,381万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

14ページ、15ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、観光費寄附金を積み立てる地域づくり推進基金積立金、東山テレビ共同組合の受信ケーブル更新に係る自主共聴施設デジタル整備事業費補助金、地域防災のため山部小学校に設置する非常時外部電力接続設備設置工事費等、3項戸籍住民登録費で、国庫補助金の交付額決定に伴う社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金1,683万4,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、地域福祉センター

暖房設備改修工事費、国の間接補助事業で、市内介護施設の改修に係る介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入経費等の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、ふれあいセンターの電話設備を増設する施設修繕料、山部福祉センターの暖房用ボイラー及びボイラー室の屋根に係る施設修繕料等、2項児童福祉費で、過年度精算に伴う子ども子育て支援交付金国庫補助金精算返還金2,033万1,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、保健センター車庫のオーバードアを修繕する施設修繕料、臨時保健師賃金、3項水道費で、北大沼水道組合の取水施設更新に伴う水道施設改修工事費補助金748万円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、Uターン就農者に対する農業担い手支援資金貸付金、国の間接補助事業で、販路開拓や品質向上の取り組みに対する中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金300万円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、へそ公園のフェンスやベンチ等を修繕するためのへそ公園環境整備交付金、国の地方創生加速化交付金事業として取り組むまちなか回遊促進拠点づくり基礎調査委託料3,150万円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、公園管理用トラックを更新する車両購入費、2項道路橋梁費で、冬季における凍上や経年劣化により破損した道路施設の補修を行う道路維持補修委託料、工所用材料費等、5項住宅費で、住宅リフォーム促進事業補助金2,632万6,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、外国語指導助手の交代に伴う委員費用弁償及び旅費及び外国語指導助手渡航負担金、扇山小学校が道から推薦を受け、道の委託事業として実施する道徳教育推進校事業費の講師謝礼金、委員費用弁償及び旅費等、5項社会教育費で、社会教育費寄附金を図書館の児童書の購入に充てる図書費、生涯学習センターの電気陶芸炉の器具修繕料、プロジェクターを更新する器具購入費177万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

15款国庫支出金は、2項国庫補助金で、社会保障・番号制度カード交付事業費補助金、介護サービス提供基盤等整備費交付金、農山漁村振興交付金、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金、地方創生加速化交付金5,427万3,000円の追加でございます。

16款道支出金は、2項道補助金で、土地利用規制等対策事業交付金、福祉振興・介護保険基盤整備事業地域政策補助金、3項委託金で、北海道道徳教育推進校事業委

託金38万6,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、観光費寄附金及び社会教育費寄附金1,015万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金150万円の追加でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金4,093万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第2号、平成28年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ113万円を追加し、歳入歳出の総額を9億6,523万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款下水道費は、2項下水道整備費2目処理場事業費で、富良野水処理センター長寿命化改築更新工事の発注に係る実勢価格調査項目の増加による設計測量調査委託料113万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金113万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第3号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、建築基準法施行令の一部改正により、特別避難階段の構造に関する規定が追加されたことに伴い、小規模保育事業A型を行う事業所及び事業所内保育事業を行う事業所の4階以上の階の設備の基準について、引用条項を整理するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年6月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第4号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特別措置を拡充する等の措置を講ずる子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日付で公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

別表第1の備考3の改正は、母子及び父子並びに寡婦

福祉法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

備考4の改正は、市町村民税所得割額が7万7,101円以上の多子世帯の負担軽減について明確化するものでございます。

備考5及び備考6は、市町村民税所得割額が7万7,100円以下の多子世帯及びひとり親世帯等の監護下にある子供の年齢制限を廃止することにより、負担軽減の拡充を図る規定の追加でございます。

備考7は、端数処理に関する規定の追加でございます。

別表第2の備考5の改正は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

備考6の改正は、市町村民税所得割額が5万7,700円以上の多子世帯の負担軽減について明確化するものでございます。

備考7及び備考8は、市町村民税所得割額が5万7,700円未満の多子世帯及び市町村民税所得割額は7万7,101円未満のひとり親世帯等の監護下にある子供の年齢制限を廃止する等により、負担軽減の拡充を図る規定の追加でございます。

備考9は、端数処理に関する規定の追加でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第5号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、第4号議案と同様に、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日付で公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

別表の備考1の改正は、文言の整理でございます。

備考5の改正は、市町村民税所得割額が5万7,700円以上の多子世帯の負担軽減について明確化するものでございます。

備考6及び備考7は、市町村民税所得割額が5万7,700円未満の多子世帯及び市町村民税所得割額が7万7,101円未満のひとり親世帯等の監護下にある子供の年齢制限を廃止するなどにより、負担軽減の拡充を図る規定の追加でございます。

備考8は、端数処理に関する規定の追加でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第6号、富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

乳幼児等に係る医療費の助成につきましては、乳幼児等を監護する保護者の所得制限を設けておりますが、乳幼児等のうち、小学校就学前の乳幼児に係る医療費を保

護者の所得にかかわらず無料とするため、その所得制限を廃止する改正でございます。

以下、その概要につきまして御説明を申し上げます。

第3条第3号の改正は、受給資格の除外対象として一定額以上の所得がある保護者に監護されている乳幼児等から小学校未就学児を除くため、小学校就学児童の年齢要件を加えるものでございます。

条例の施行日は、平成28年8月1日からとし、この条例の施行日前に療養を受けた者に係る助成については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ並びに国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うためのものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第2条は、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円に改正しようとするものでございます。

第21条は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定を行う際の所得金額を改正するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

また、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成28年2月5日に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が公布され、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されることに伴う改正でございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第9条は、法改正に伴う引用条項の整理でございます。

第39条は、地域との連携を図るため、介護事業者が、市、利用者、利用者の家族及び地域住民の代表者等から成る運営推進会議を新たに設置することに係る規定の

追加でございます。

第40条は、第39条に新たに追加された運営推進会議の記録に関する規定の追加でございます。

第62条は、第39条の規定の追加及び第64条において準用することにより、規定を削除するものでございます。

第64条は、第62条の削除に伴う引用条項の整理でございます。

第65条は、移行に伴い、準用する読みかえ規定の追加でございます。

第85条は、第62条の削除に伴う引用条項の整理でございます。

第86条は、準用する引用条項の整理と読みかえ規定の改正でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市農業委員会委員定数条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、公職選挙法に基づく選挙による委員の選出が廃止となり、全ての農業委員会委員は市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に一本化されたことにより、農業委員会委員の定数を改正するものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

本則の改正は、法改正に伴う引用条項の整理、選挙による委員の選出が廃止されたことに伴う文言の整理及び農業委員会委員の定数を選挙による委員の定数から任命による委員の定数に改めるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、経過措置として、現農業委員会委員の定数は改正前の規定によることとし、本条例による定数の改正は、現在の農業委員会委員の任期満了に伴う次期の改選時より適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第10号、富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、建築基準法が改正され、平成28年6月23日に施行されることによる改正でございます。

これまで、ナイトクラブは、大規模集客施設の制限の対象となっておりませんでした。このたびの改正では、劇場や観覧場など同様の集客施設として位置づけられることから、別表に定める用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える建築物、いわゆる大規模集客

施設としてナイトクラブを特別用途地区における建築を制限する建築物の用途に加えるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、建築基準法が改正され、ダンスホールについては平成27年6月24日、ナイトクラブについては平成28年6月23日、それぞれ改正され、施行となることに伴う改正でございます。

これまで、風俗営業として規制されていたダンスホールやナイトクラブが風俗営業施設から除外されることから、特定用途制限地域における建築を制限する建築物の用途からダンスホールとナイトクラブを除くものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第6条第1号エの改正は、既存不適格建築物における類似の用途からナイトクラブを削除するものでございます。

別表第1の改正は、リゾート産業地区の項、田園居住地区の項、主要幹線道路沿道地区の項において、それぞれ建築してはならない建築物の欄からナイトクラブとダンスホールを削除するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、平成27年11月30日、北空知学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合を脱退したことに伴う同組合理約別表の改正並びに本則及び別表中の一部表現を改めようとするもので、同組合理約の変更には地方自治法第286条第1項に規定する構成団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

第1条、第3条及び第5条は、字句の整備でございます。

別表は、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合とし、(1)市町村、(2)一部事務組合及び広域連合に分け、北空知学校給食組合を削除するとともに、団体間の区切りを一文字空白から読点とするものでございます。

施行日につきましては、総務大臣の許可があった日か

らとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 以上で、本件12件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明14日から17日は議案調査のため、18日、19日は休日のため、休会であります。

20日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時49分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 6 月 13 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 宇 治 則 幸

署名議員 渋 谷 正 文